会計	繰越	検算	記		○
㊦	㊦	㊧	㊦ ク(ホ)	○	

第　号
又 27.5.27 受
富山県選挙管理委員会

（その１）

収　支　報　告　書（平成２６年分）

（平成　　年　　月　　日開催分）

（ふりがな）　またいちせいじせいじけいざいけんきゅうしょ

1 政治団体の名称　又市征治政治経済研究所

2 主たる事務所の所在地　富山県富山市下新町８－１６

3 代表者の氏名　又市　征治

4 会計責任者の氏名　清水　哲男

事務担当者の氏名

東　篤

（電話）　０７６－４４１－０８００

（電話）

受付
27.6.08
収支公開室
第　号

政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
□ 政党の支部	
□ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☑ ２以上の都道府県の区域等	□ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

☑ 有
□ 無

公職の種類　参議院議員　比例区（現）

資金管理団体の届出をした者の氏名　又市　征治

国会議員関係政治団体の区分

☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名　又市　征治

公職の種類　参議院議員　比例区（現）

資金管理団体の指定の期間

平成　　年　　月　　日から
平成　　年　　月　　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成　　年　　月　　日から
平成　　年　　月　　日まで

1/38330

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　　入　　総　　額	8,490,399 円
（前年からの繰越額）	3,485,321
（本年の収入額）	5,005,078
支　　出　　総　　額	7,208,449
翌 年 へ の 繰 越 額	1,281,950

２　収入項目別金額の内訳

（１）個人の負担する党費又は会費	
金　　額	0 円
員　　数	0 人

（２）寄附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　　額	備　考
（ア）個人からの寄附	5,000,000 円	
（うち特定寄附）	（ 0 ）	
（イ）法人その他の団体からの寄附	0	
（ウ）政治団体からの寄附	0	
小計　（ア）＋（イ）＋（ウ）	5,000,000	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	（ 0 ）	
イ　政党匿名寄附	0	
合計（ア＋イ）	5,000,000	

（その３）

（３）機関紙誌の発行その他の事業による収入		
事業の種類	金　　額	備　　考
又市議員の色紙販売	4,500 円	
この頁の小計	4,500	
合　　計	4,500	

（その６）

（６）その他の収入		
摘　　要	金　　額	備　　考
	円	
この頁の小計	0	
１件１０万円未満のもの	578	
合　　計	578	

（その７）

（７）寄附の内訳		寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　　額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
又市　征治	3,000,000円	2014.1.31	富山県富山市田中町3丁目-26	参議院議員	
又市　征治	2,000,000	2014.8.26	富山県富山市田中町3丁目-26	参議院議員	

この頁の小計	5,000,000
その他の寄附	0
合　　計	5,000,000

（その１３）

３　支出項目別金額の内訳

（１）支出の総括表

項　　目	金　　額	備　　考
１　経　常　経　費	円	
(1)人　　件　　費	0	
(2)光　熱　水　費	0	
(3)備品・消耗品費	0	
(4)事　務　所　費	255,400	
小　　計	255,400	
２　政治活動費		
(1)組織活動費	0	
(2)選挙関係費	0	
(3)機関紙誌の発行その他の事業費	953,049	
ア機関紙誌の発行事業費	0	
イ宣伝事業費	953,049	
ウ政治資金パーティー開催事業費	0	
エその他の事業費	0	
(4)調査研究費	0	
(5)寄附・交付金	6,000,000	
(6)その他の経費	0	
小　　計	6,953,049	
合　　計	7,208,449	

（その１４）

（２）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分			(4)事務所費
支出の目的	金　　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
	円				
法人県民税	21,000	2014.2.27	富山県	富山市新総曲輪1-7	
法人市民税	60,000	2014.2.27	富山県富山市	富山市新桜町7-38	
政治資金監査の報酬	54,000	2014.5.26	山田博	富山市西田地方町2-6-10	
事務委託費	120,000	2014.6.17	又市征治富山事務所	富山市下新町8-16	
この頁の小計	255,000				
その他の支出	400				
合　　計	255,400				

（その１５）

（３）政治活動費の内訳		項目別区分	⑶イ　宣伝事業費（ホームページ年間維持費・更新費・業務委託費）		
支出の目的	金　　額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備　考
	円				
ホームページ更新費１１～１月分	141,750	2014.2.14	デジプラシステム㈱	富山市大泉中町3-1	
ホームページ年間維持費	132,840	2014.5.7	デジプラシステム㈱	富山市大泉中町3-1	
ホームページ更新費２～４月分	143,100	2014.5.7	デジプラシステム㈱	富山市大泉中町3-1	
宣伝出版業務委託費	240,000	2014.6.17	又市征治富山事務所	富山市下新町8-16	
ホームページ更新費５～７月分	145,800	2014.8.6	デジプラシステム㈱	富山市大泉中町3-1	
ホームページ更新費８～１０月分	145,800	2014.10.29	デジプラシステム㈱	富山市大泉中町3-1	
この頁の小計	949,290				
その他の支出	3,759				
合　　計	953,049				

（その１５）

（３）政治活動費の内訳		項目別区分	(5) 寄附・交付金（寄附金）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
寄附金	3,000,000円	2014.2.3	又市征治後援会	富山市下新町8-16	
寄附金	3,000,000	2014.8.26	又市征治後援会	富山市下新町8-16	
この頁の小計	6,000,000				
その他の支出	0				
合計	6,000,000				

（その１７）

資産等の状況

１　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価格が１００万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が１００万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が１００万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価格が１００万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が１００万円を超える借入金	□	☑	

（その２０）

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

１　領収書等の写し

２　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

３　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成２７年　５月２７日

政治団体の名称　　又市征治政治経済研究所

会計責任者の氏名　　清水哲男　　清水

※代表者の氏名　　㊞

（備考）「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

※政治団体が解散した場合には、解散年に係る本様式の「※代表者の氏名」欄にも記名押印又は本人が署名をすること。

政治資金監査報告書

平成２７年５月２７日

又市征治政治経済研究所

代表　又市　征治　殿

登録政治資金監査人

山田　博

登録番号　第７２４号

研修修了年月日　平成２１年１月１６日

１　監査の概要

（１）　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、又市征治政治経済研究所の平成２６年１月１日から平成２６年１２月３１日までの法第１２条第１項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行なった。

（２）　この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行なった結果を報告することにある。

（４）　この政治資金監査は、又市征治政治経済研究所の主たる事業所において行なった。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１） 法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

（２） 法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３） 法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４） 法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

又市征治政治経済研究所と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、又市征治政治経済研究所と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上